

諮問第 3 号

産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）に係る意見を求めることについて

次の産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）について、埼玉県から照会があったので、ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例第 3 条第 1 号の規定により、議会の意見を求める。

記

1 事業計画者

- (1) 住 所 所沢市南住吉 1 9 番 7 号
- (2) 氏 名 株式会社ショウエイ・プランニング
代表取締役 神 木 浩 二

2 事業計画地

- (1) 所 在 所沢市大字坂之下字帖 7 7 2 番 1 以上 1 筆
- (2) 面 積 5 8 8 m²

3 事業計画の範囲

- (1) 事業計画内容 産業廃棄物処理業（収集運搬業）：変更許可
- (2) 事業の区分 収集運搬業（積替え保管を含む。）
- (3) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類(*)（#1）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)（#1）、がれき類(*) 以上 1 0 種類

- (4) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類(*)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)、がれ

き類(*) 以上 8 種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊